

岩手県医療局管理規程第12号

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

医療局企業職員安全衛生管理規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 衛生管理</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 <u>健康診断</u>（第32条－第45条）</p> <p>第5章 雑則（第46条）</p> <p>附則</p> <p>（産業医）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 産業医は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>（1） <u>健康診断及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項第1号に規定する面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。</u></p> <p><u>（2） [略]</u></p> <p><u>（3） [略]</u></p> <p><u>（4） [略]</u></p> <p><u>（5） [略]</u></p> <p><u>（6） [略]</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>（安全衛生事務主任等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 安全衛生事務主任は、局長及び病院長の命を受けて職員の安全の保持に必要な措置（以下「安全管理」という。）及び</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 衛生管理</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 <u>健康診断等</u>（第32条－第48条）</p> <p>第5章 雑則（第49条）</p> <p>附則</p> <p>（産業医）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 産業医は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>（1） <u>健康診断の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。</u></p> <p><u>（2） 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。</u></p> <p><u>（3） 心理的な負担の程度を把握するための検査（法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。</u></p> <p><u>（4） [略]</u></p> <p><u>（5） [略]</u></p> <p><u>（6） [略]</u></p> <p><u>（7） [略]</u></p> <p><u>（8） [略]</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>（安全衛生事務主任等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 安全衛生事務主任は、局長及び病院長の命を受けて職員の安全の保持に必要な措置（以下「安全管理」という。）及び</p> |

健康の保持増進に必要な措置（以下「衛生管理」という。）に関する事務を処理するとともに、産業医の命を受けて予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。

第3節 健康診断

（定期健康診断）

第33条 [略]

2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、省令第44条第1項各号に掲げる検査の項目の中から産業医が定める。

3・4 [略]

（採用時の健康診断）

第45条 [略]

（秘密の保持）

第46条 [略]

健康の保持増進に必要な措置（以下「衛生管理」という。）に関する事務を処理するとともに、産業医の命を受けて予防接種、健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査に関する事務を処理する。

第3節 健康診断等

（定期健康診断）

第33条 [略]

2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第44条第1項各号に掲げる検査の項目の中から産業医が定める。

3・4 [略]

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第45条 心理的な負担の程度を把握するための検査は、全ての職員（療養者を除く。）について、毎年1回以上行う。

2 省令第52条の9に規定するもののほか、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施の細目は、その都度局長が定める。

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施）

第46条 産業医は、前条第2項の規定により局長が定めた実施の細目に従い、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施するものとする。

2 第36条第1項及び第2項の規定は、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施について準用する。この場合において、同項中「健康診断受診者名簿」とあるのは、「心理的な負担の程度を把握するための検査受検者名簿」と読み替えるものとする。

（心理的な負担の程度を把握するための検査の記録管理）

第47条 第44条の規定は、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果その他必要な事項の記録又は管理について準用する。

（採用時の健康診断）

第48条 [略]

（秘密の保持）

第49条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。